

管理に係る重要事項調査依頼書

当社は、宅地建物取引業法第35条及び同法施行規則第16条の2及び第16条の4の3等により、下記物件の管理に係る重要事項について必要な書類を添えて、貴社に調査を依頼します。

調査依頼年月日		平成 年 月 日			
宅地建物 取引業者 <small>(調査依頼主)</small>	会社名				
	所在地	(〒 -)			
	免許番号	国土交通大臣 ・ 知事 () 号			
	依頼者	所属部署		電話番号	
担当者名			FAX		
調査対象 物件	物件名				
	所在地				
	住戸番号	棟 号	売却依頼主		
調査依頼項目					手数料
<input type="checkbox"/> 管理に係る重要事項調査報告書発行					4,320円 (税込)
<input type="checkbox"/> 管理規約 (写)					1,080円 (税込)

●●●管理会社 御中

◆◆◆◆ 調査に際しての注意事項 ◆◆◆◆

①受付・発行について

本依頼書をFAXにて送信ください。受付後、5営業日以内に「管理に係る重要事項調査報告書」を郵送いたします。 ※調査物件によっては、お時間を頂戴する場合があります。

受付時間：月～金曜日（土日祝日は定休日） 9：00～17：00

②依頼事項の発行手数料支払い方法について

「管理に係る重要事項調査報告書」と併せて請求書を同封させていただきます。請求書受領後、1週間以内にお振込みお願いします。

※ 振込手数料は、ご負担ください。

③その他

専有部分及びその他個人情報に関する事項については、回答できません。